

## 合併に伴う法人市民税について

平成 18 年 1 月 1 日に、深谷市・岡部町・川本町・花園町が合併して、深谷市となりました。

これに伴い、法人税割額、均等割額の計算方法が変更になり統一されましたので、申告納付のさいにはご注意ください。よろしくお願いいたします。

1 . 税率について	2 ページ
2 . 申告について	3
3 . 均等割月数表	4
4 . 税額計算例	6

問い合わせ先

深谷市役所 税務部 市民税課 048-571-1211 (内線 2319)

## 1. 税率について

新税率の適用は、平成 18 年 1 月 1 日以降に終了する事業年度分から適用となります。

### 旧税率

	(旧)深谷市	岡部町	川本町	花園町
法人税割	資本金等の額が 1 億円 を超える場合 14.5% 資本金等の額が 1 億円 以下で分割前の法人税額 400 万円超 14.5% 資本金等の額が 1 億円 以下で分割前の法人税額 400 万円以下 12.7%	標準税率 12.3%	標準税率 12.3%	標準税率 12.3%
均等割	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率

### 新税率

	(新)深谷市		
法人税割	資本金等の額が 1 億円を超える場合 14.5% 資本金等の額が 1 億円以下で分割前の法人税額 400 万円超 14.5% 資本金等の額が 1 億円以下で分割前の法人税額 400 万円以下 12.3%		
均等割	標準税率		
	従業員数	資本金等	均等割額
	50 人超	50 億円超	3,000,000 円
		10 億円超 50 億円以下	1,750,000 円
		1 億円超 10 億円以下	400,000 円
		1 千万円超 1 億円以下	150,000 円
		1 千万円以下	120,000 円
	50 人以下	10 億円超	410,000 円
		1 億円超 10 億円以下	160,000 円
		1 千万円超 1 億円以下	130,000 円
		1 千万円以下	50,000 円

## 2. 申告について

	確定申告	予定申告	修正申告
法人税割額	事業年度末日の税率	前事業年度の法人税割額 1  × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	該当事業年度末日の税率
均等割額	旧市町分（平成 17 年 12 月 31 日まで）の月割した額と新しい深谷市分（平成 18 年 1 月 1 日から）の月割した額の合計 2		
税率判定に用いる従業員数	旧市町分 平成 17 年 12 月 31 日 新しい深谷市分 事業年度末日現在	旧市町分 平成 17 年 12 月 31 日 新しい深谷市分 算定期間末日現在	

1 旧市町に事業所が複数ある場合には、それらの前事業年度の法人税割額を合計します。

2 事業年度末日が月末でない場合（20 日など）は、端数処理により月数が 12 月または 6 月にならないことがあります。

## 3. 申告書の提出について

「深谷市長」宛として、深谷市役所 市民税課（法人市民税担当）へ提出してください。

岡部総合支所（旧岡部町役場）・川本総合支所（旧川本町役場）・花園総合支所（旧花園町役場）でも受け付けいたします。

また、「法人市民税の申告明細書」を添付して 1 枚で提出してください。

## 4. 「法人市民税の申告明細書」について

この明細書は、合併後の深谷市の地方交付税の算定に必要なものです。

明細書は、申告時期が近づきましたら申告書に同封させていただきます。

大変お手数をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 均 等 割 月 数 表 【 確 定 申 告 】

事 業 年 度	申告月	旧市町分	新深谷市分
平成 17 年 1 月 1 日 ~ 平成 17 年 12 月 31 日	18/2	12	0
平成 17 年 2 月 1 日 ~ 平成 18 年 1 月 31 日	3	11	1
平成 17 年 3 月 1 日 ~ 平成 18 年 2 月 28 日	4	10	2
平成 17 年 4 月 1 日 ~ 平成 18 年 3 月 31 日	5	9	3
平成 17 年 5 月 1 日 ~ 平成 18 年 4 月 30 日	6	8	4
平成 17 年 6 月 1 日 ~ 平成 18 年 5 月 31 日	7	7	5
平成 17 年 7 月 1 日 ~ 平成 18 年 6 月 30 日	8	6	6
平成 17 年 8 月 1 日 ~ 平成 18 年 7 月 31 日	9	5	7
平成 17 年 9 月 1 日 ~ 平成 18 年 8 月 31 日	10	4	8
平成 17 年 10 月 1 日 ~ 平成 18 年 9 月 30 日	11	3	9
平成 17 年 11 月 1 日 ~ 平成 18 年 10 月 31 日	12	2	10
平成 17 年 12 月 1 日 ~ 平成 18 年 11 月 30 日	19/1	1	11
平成 18 年 1 月 1 日 ~ 平成 18 年 12 月 31 日	2	0	12

計算例  
[1]

計算例  
[2], [3]

市内に事業所を有している期間が、一月に満たない場合には1ヶ月とし、一月に満たない端数がある場合には切り捨ててください。

(例)

事 業 年 度	申告月	旧市町分	新深谷市分
平成 17 年 2 月 4 日 ~ 平成 18 年 2 月 3 日	18/4	10	1
平成 17 年 7 月 21 日 ~ 平成 18 年 7 月 20 日	9	5	6
平成 17 年 11 月 10 日 ~ 平成 18 年 3 月 31 日 (事業開始)	5	1	3
平成 17 年 12 月 16 日 ~ 平成 18 年 3 月 31 日 (事業開始)	5	1	3

計算例  
[4]

## 均 等 割 月 数 表 【 予 定 申 告 】

事 業 年 度	申告月	旧市町分	新深谷市分
平成 17 年 7 月 1 日 ~ 平成 18 年 6 月 30 日	18/2	6	0
平成 17 年 8 月 1 日 ~ 平成 18 年 7 月 31 日	3	5	1
平成 17 年 9 月 1 日 ~ 平成 18 年 8 月 31 日	4	4	2
平成 17 年 10 月 1 日 ~ 平成 18 年 9 月 30 日	5	3	3
平成 17 年 11 月 1 日 ~ 平成 18 年 10 月 31 日	6	2	4
平成 17 年 12 月 1 日 ~ 平成 18 年 11 月 30 日	7	1	5
平成 18 年 1 月 1 日 ~ 平成 18 年 12 月 31 日	8	0	6

計算例  
[5]

市内に事業所を有している期間が、一月に満たない場合には1ヶ月とし、一月に満たない端数がある場合には切り捨ててください。

(例)

事 業 年 度	申告月	旧市町分	新深谷市分
平成 17 年 8 月 15 日 ~ 平成 18 年 8 月 14 日	18/4	4	1
平成 17 年 11 月 10 日 ~ 平成 18 年 11 月 9 日	7	1	4
平成 17 年 12 月 20 日 ~ 平成 18 年 12 月 19 日	8	1	5

計算例  
[6]

## 税 額 計 算 例【確定申告】

【1】川本町のみ事業所がある法人 (申告月：4月)

事業年度 平成17年3月1日～平成18年2月28日 資本金等 600万円

従業員数 30人(川本町30人) 当事業年度の法人税額 0円

<法人税割額>

0円

<均等割額>

川 本 町 分 50,000円×10ヶ月÷12ヶ月=41,600円(百円未満切り捨て)

新 深 谷 市 分 50,000円×2ヶ月÷12ヶ月=8,300円(百円未満切り捨て)

合計 49,900円

合計申告額 0円 + 49,900円 = 49,900円

平成17年12月31日で一度区切って月割計算するため、通常の事業年度(1年間)でも均等割が年税額(50,000円)にならない場合もあります。

【2】深谷市と花園町に事業所がある法人 (申告月：5月)

事業年度 平成17年4月1日～平成18年3月31日 資本金等 3,000万円

従業員数 75人(深谷市11人、花園町5人) 当事業年度の法人税額 2,500,000円

<法人税割額>

2,500,000円×16人÷75人=533,000円(千円未満切り捨て)

533,000円×12.3%=65,500円(百円未満切り捨て)

<均等割額>

深 谷 市 分 130,000円×9ヶ月÷12ヶ月=97,500円

花 園 町 分 130,000円×9ヶ月÷12ヶ月=97,500円

新 深 谷 市 分 130,000円×3ヶ月÷12ヶ月=32,500円

合計 227,500円

合計申告額 65,500円 + 227,500円 = 293,000円

法人税割額の税率は、事業年度の終了する日が新しい深谷市となっているため、新税率で計算します。

従業員数は、法人税割額・均等割額ともに深谷市と花園町を合計した16人で計算します。

【3】深谷市と花園町に事業所がある法人

(申告月：5月)

事業年度 平成 17 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日 資本金等 5,500 万円

従業員数 350 人(深谷市 33 人、花園町 22 人) 当事業年度の法人税額 5,630,000 円

< 法人税割額 >

$5,630,000 \text{ 円} \times 55 \text{ 人} \div 350 \text{ 人} = 884,000 \text{ 円}$  (千円未満切り捨て)

$884,000 \text{ 円} \times 14.5\% = 128,100 \text{ 円}$  (百円未満切り捨て)

< 均等割額 >

深谷市分  $130,000 \text{ 円} \times 9 \text{ ヶ月} \div 12 \text{ ヶ月} = 97,500 \text{ 円}$

花園町分  $130,000 \text{ 円} \times 9 \text{ ヶ月} \div 12 \text{ ヶ月} = 97,500 \text{ 円}$

新深谷市分  $150,000 \text{ 円} \times 3 \text{ ヶ月} \div 12 \text{ ヶ月} = 37,500 \text{ 円}$

合計 232,500 円

合計申告額  $128,100 \text{ 円} + 232,500 \text{ 円} = \underline{360,600 \text{ 円}}$

法人税割額の税率は、法人税額が 400 万円を超えていますので 14.5% で計算します。

均等割額は、旧市町では各 130,000 円ですが、新市では深谷市と花園町を合計すると 50 人を超えるので、年税額は 150,000 円となります。

【4】岡部町と花園町に事業所がある法人

(申告月：9月)

事業年度 平成 17 年 7 月 21 日～平成 18 年 7 月 20 日 資本金等 1,000 万円

従業員数 25 人(岡部町 5 人、花園町 20 人) 当事業年度の法人税額 400,000 円

< 法人税割額 >

$400,000 \text{ 円} \times 12.3\% = 49,200 \text{ 円}$

< 均等割額 >

川本町分  $50,000 \text{ 円} \times 5 \text{ ヶ月} \div 12 \text{ ヶ月} = 20,800 \text{ 円}$  (百円未満切り捨て)

深谷市分  $50,000 \text{ 円} \times 5 \text{ ヶ月} \div 12 \text{ ヶ月} = 20,800 \text{ 円}$  (百円未満切り捨て)

新深谷市分  $50,000 \text{ 円} \times 6 \text{ ヶ月} \div 12 \text{ ヶ月} = 25,000 \text{ 円}$

合計 66,600 円

合計申告額  $49,200 \text{ 円} + 66,600 \text{ 円} = \underline{115,800 \text{ 円}}$

決算日が月末でない場合には、端数計算によって 12 ヶ月にならない場合もあります。

川本町・深谷市分 5 ヶ月 平成 17 年 7 月 21 日～平成 17 年 12 月 31 日

5 ヶ月と 10 日間で 1 月に満たない端数があるため、5 ヶ月。

新深谷市分 6 ヶ月 平成 18 年 1 月 1 日～平成 18 年 7 月 20 日

6 ヶ月と 19 日間で 1 月に満たない端数があるため、6 ヶ月。

## 税 額 計 算 例【予定申告】

【5】岡部町のみ事業所がある法人 (申告月：12月)

事業年度 平成17年11月1日～平成18年10月31日 資本金等 1,200万円

従業員数 40人(岡部町40人) 前事業年度の法人税割額 322,700円

<法人税割額>

$322,700 \text{円} \times 6 \text{ヶ月} \div 12 \text{ヶ月} = 161,300 \text{円}$  (百円未満切り捨て)

<均等割額>

岡 部 町 分  $130,000 \text{円} \times 2 \text{ヶ月} \div 12 \text{ヶ月} = 21,600 \text{円}$  (百円未満切り捨て)

新 深 谷 市 分  $130,000 \text{円} \times 4 \text{ヶ月} \div 12 \text{ヶ月} = 43,300 \text{円}$  (百円未満切り捨て)

合計 64,900円

合計申告額  $161,300 \text{円} + 64,900 \text{円} = \underline{226,200 \text{円}}$

法人税割額は、従来どおりの計算方法です。

均等割額は、平成17年12月31日で一度区切って月割計算するため、通常の月割額(65,000円)にならない場合もあります。

【6】深谷市と川本町に事業所がある法人 (申告月：10月)

事業年度 平成17年8月15日～平成18年8月14日 資本金等 3,000万円

従業員数 126人(深谷市23人、川本町22人)

前事業年度の法人税割額 深谷市 249,800円 川本町 88,600円

<法人税割額>

$(249,800 \text{円} + 88,600 \text{円}) \times 6 \text{ヶ月} \div 12 \text{ヶ月} = 169,200 \text{円}$

<均等割額>

川 本 町 分  $130,000 \text{円} \times 4 \text{ヶ月} \div 12 \text{ヶ月} = 43,300 \text{円}$  (百円未満切り捨て)

深 谷 市 分  $130,000 \text{円} \times 4 \text{ヶ月} \div 12 \text{ヶ月} = 43,300 \text{円}$  (百円未満切り捨て)

新 深 谷 市 分  $130,000 \text{円} \times 1 \text{ヶ月} \div 12 \text{ヶ月} = 10,800 \text{円}$  (百円未満切り捨て)

合計 97,400円

合計申告額  $169,200 \text{円} + 97,400 \text{円} = \underline{266,600 \text{円}}$

法人税割額は、深谷市・川本町分を合計してから計算します。

均等割額は、平成17年12月31日で一度区切って月割計算するため、合計月数が6ヶ月にならない場合もあります。